

## 新座市立小・中学校における今後の教育活動<改定版>

### 1 基本方針

学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進める。

### 2 感染対策について

◆以下の(1)から(3)における感染対策については、引き続き令和4年5月27日付「新座市立小・中学校における今後の教育活動」(別紙1)による。

- (1) 授業について
- (2) 学校行事について
- (3) 部活動について

◆基本的対処方針において「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること」とされていた箇所が削除されたことや文部科学省及び県からの通知に伴い、以下の(4)(5)について確認し、各校の感染状況に合わせて適切に対応する。

#### (4) 飲食場面の感染対策について

令和4年5月27日付「新座市の教育活動におけるマスク着用について」(別紙2)においては、マスク着用を不要とする場面の2点目に「黙食による給食時」とされているため、これを削除する。

これにより、以下の感染対策を講じれば、「児童生徒等の間で会話を行うことも可能」となることに留意すること。

- 机を向かい合わせにしない
- 大声での会話を控える
- 食事後の歓談時にはマスクを着用する
- 適切に換気を行う ※飛沫防止ガードは原則使用しないこと

#### (5) マスクの着用について

児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引続き、活動場所や

活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるように、同調圧力を排し、多様性を尊重し、自律的・個別的な指導を進めること。

【埼玉県教育委員会作成 「マスク啓発リーフレット」参照】

#### <自律的な指導の例>

- マスクを着用すること、着用しないことは、ともに強制するものではないことを丁寧に説明すること
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報をもとに発達段階に応じた適切な指導を行い、マスクを着用できないこと又は外せないことについて、相互に理解し合えるよう努めるとともに、互いの人権に十分に配慮できるよう必要な指導を行うこと。
- 徒歩等による登下校時や体育の授業等の運動時においては、基本的にマスクを外すといった学校の対応について周知、説明し、児童生徒なマスクを外しやすい環境を整えること

#### <個別的な指導の例>

- マスクを着用できない又は外せない児童生徒等については、児童生徒及び保護者の意向を確認し、校内で共通理解を図ること

### 3 児童生徒の不安やストレスへのメンタルケアについて

今後も、コロナ禍における感染防止のための様々な行動の制約や感染への不安などから、児童生徒等はさまざまな不安やストレスを抱え、心身へ更なる影響を及ぼすことが懸念されることから、埼玉県の相談窓口等も周知し、児童生徒の不安やストレスへのメンタルケアを適切に行う。

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援を行う

【次のことは、新座市のホームページを参照】

URL : <https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/50/maskkeihatu.html>

- マスク啓発リーフレット
- 困ったときの相談窓口
- 埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～